

(第一部)

第七回 参議院内閣委員会會議録第四号

(二六六)

昭和二十五年二月十七日(金曜日)午後二時三十三分開会

本日の會議に付した事件

○社会保険制度審議会設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○行政機関職員定員法実施後における行政運営に関する調査の件

○委員(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

社会保険制度審議会設置法の一部を改正する法律案、予備審査、これを議題といたします。この前の委員会におきまして、この法律案に関して特に経験のおありの人に御意見を伺いたいという御希望がありまして、幸いに議員の中山君がその方の最高權威でいらつしやいますので、この席にお出で下さいましたので、中山君からこの前の質疑を御説明願いたいと思ひます。

○三好始君 社会保険制度審議会設置法の一部を改正する法律案は、審議会に事務局を設置するという内容を内容とした法律案であります。これは提案理由の御説明によりますと、社会保険制度審議会の要望を容れてこのような法律案が提出されることになったと承知いたしました。承知はありますが、そういう法案提出の経緯に鑑みまして、審議会として事務局を必要とする事情等につきまして御説明を承知することができれば結構だと思ひますが、中山さんにこの点お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(中山善彦君) この社会保険制度審議会は御承知の通り、昨年五月から発足いたしましたので、いろいろ当初研究調査もいたしましたのでありますが、とにかく社会保険制度というものは何を審議するか、今後審議すべき大綱を一つ決めなければならぬということと、昨年八月以降大綱の起草委員というものを挙げまして、漸く十一月に覺書の九項目というものを決定いたしましたのであります。御承知の通り社会保険という問題は非常に広範に亘つておる部分を含むというやうなわけでありまして、殊に覺書が確定をいたしました。それから覺書の各項を深く掘り下げて審議を進めて行くという段階におきましては、どうしても直属の事務局というものがなければならぬ、是非事務局を置いて貰いたいということが審議会全体の要望であつたのであります。漸く二十五年度におきましては、そういう要望の下に僅かな定員ではあります。直属の事務局を置くことになつたのであります。この事務局を置くことにつきましては、定員法の改正等の直後でありまして、政府当局としては非常に困難なやうな事情を訴えられたのであります。どうしてでもこのやうなものがなければ審議の進行が不可能である。委員の人が一々事務局のするやうな仕事に當つておりました。は、なか／＼進行いたしませんので、この事務局と委員の研究と相俟つて何らかの結論を早く求めたい、こういう

やうな意味合から事務局設置を審議会として要望いたしましたわけでありまして、さう御承知を願ひたいと思ひます。

○三好始君 現行設置法によりますと、審議会に常務委員一人、それから三十人以内の幹事と二十人以内の書記、こういうものが置かれて事務的な方面、技術的な方面を担当されておるやうであります。今回の事務局の設置の案によりまして、これらが事務局の中に移るやうになるのじやないかと思ひますが、ただ幹事が事務局機構の外に置かれて、そのまま現在通りになることになつておりますが、充実に事務局を設置して行くということとは私も賛成なのであります。その点から考へまして幹事をむしろ事務局の機構と離して外へ置かないで、事務局機構の内部に幹事を取入れて、例えば事務局參與といつたやうな形なり名称で仕事を進めて行く方が却つていいのじやないか、こういう感じがするのではありませんか、これに對して、幹事をそのした形で事務局機構の中に取入れることが特別に支障がありますかどうか、お伺ひしたいのであります。

○説明員(中山善彦君) 一応三好さんの御意見も御尤もだと思つていたのであります。幹事の人は各省ごとにその省の仕事事務局長からお願ひをするという建前にいたしたのであります。その方が事務の統制、総合の上のいいのではなからうかというので、幹事を外に置いたのであります。これはまあ今日の審議会の一般の空氣

でありましたので、今後それを、幹事といふものを事務局の中へ入れて參與にするといふやうなことにつきましては、私一人の考えで答へすることといたしかねるのであります。少くとも今日まで審議会の空氣といふものは只今申述べました通り、幹事といふものを事務局の外に置くといふやうに一応相成つておるのであります。

○梅澤鑑一君 幹事の身分といふものは、一般の行政官庁の幹事と同じ身分上の待遇をされるわけですか。

○説明員(小島徳雄君) 幹事は大部分が關係各省の局長が現実になつておられて、この法律を執行する場合におきまして、そのやうな方針で進んで行きたい、かように考へておるわけですが、これは結局只今中山委員からお話がありましたやうに、社会保険制度に関する問題は非常に各省に關係がございまして、各省との關係をうまく連絡を取りながら、一つの結論をつけるということが一番この問題が円滑に推進する方法である。こういうわけで關係の方面の局長が幹事になつておるわけでありまして、従ひましてその外民間から入ります場合においても非常に社会保険に關係する団体、そういう方面から選んで行く、こういう考へでございまして、別に待遇といふ問題につきましては特別に現職を持つてゐる人が幹事になるわけでありまして、あらゆる審議会の委員が現職にありながら委員になるのと同じやうなことであります。それから、名譽職でございまして、特に待遇といふものはございせん。

○委員(河井彌八君) 外に……。

○カニ二郎君 今の中山さんのお話を承つておきますと、幹事は大体次官とか或いは局長の現職にある人がやつておられる關係上、今日までもその幹事の仕事を実際に十二分にやつておられたといふやうなことがないやうに思われるのですが、その点は實際はどうなんですか。

○説明員(中山善彦君) それは幹事の方もそれ／＼自分の局長としてのいろいろな職務を持つておられるのであります。なか／＼この審議会の方の用を専門的にして頂くことがいろいろの場合において困難な事情があるものであります。なか／＼こちらの思ひ通りに行かない。その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○カニ二郎君 そうしますと、そういうたやうな欠点、今一回こういう事務局の設置といふやうなことに大体なつて来たんじゃないかという感じをするのですが、その点はどうか。

○説明員(中山善彦君) 實際その社会保険という面が余程の広範なものであるから、これに事務局なくしてこの審議は進められるか、どうして相当大きな直属の事務局というものを持たなければこの審議の進行は困難じゃないかといふことに審議会の一一般が考へておるわけでありまして、今日漸く国会に出ましたこの案のごときは余りに小規模であつて、この大きな仕事に當る事務局としては非常に貧弱じ

ど要らなくなるのではないか。又要らなくなるというふうに至らないでも、非常に実務がでなくなるので、の過去の歴史と現在の状態というものをよく調べて、更にこれを新しい総合的な立場に立つて、社会保障

す。暫くお待ちを願います。それでは大臣がお出でになりましたので……行政機関職員定員法の実施

が遅れている事情、それから現段階において政府で考えられております定員法の改正の内容につきましてお尋

ざるところの新規増員の程度に止めたという方針を以て実は調査をして参つたのでございます。その結果を極め

て近い機会に提案いたしたいと、今準備中でございますが、この席上でその内容については、まだ政府内部の決定を見ておりませんので、御説明申し上げます。極めて近い機会には御審議をお願いすることができると思っております。只今政府の考えております今回の定員法改正の方針は以上申し上げた通りでございます。

○三好 各省で要求する定員を総合的に立場から行政管理局が調整して行くという事は大いに必要のあることだと思つておりますが、行政管理局はそれらの省内の事務の内容に十分に立入つて専門的な角度から人員を決定するという事について、はどうしても不十分になり易い一面もたしかにあると思つております。先般の第五国会で成立した定員法施行後臨時国会で指摘いたしましたように、特に食糧庁などにおきましては借定員をする、或いは他の方面には余り見られないかも知れませんが、非常勤職員が著しく増進するといふような形で、定員法の不合理性を現わして来たようなこともあつたわけでありまして、ところが行政管理局の立場から考へますと、表面的には定員を借りていくところはそれだけ事務の実情が、借りなければやつて行けない程忙しいに違いないが、一方貸すところがあるのだから、貸す方はそれだけ余裕があるのだらう、こういうふうな考え勝ちな点に思ふのであります。この点については私も多少調べた点もあるのですが、更に詳細な模様を突は関係者から本委員会としても承る必要がある、こういうふうな感じにしている間

題なのであります。恐らく行政管理局としてはどうしても広範囲に問題を取扱います関係上、極く表面的に観察し易いものではないかと思ひますが、この点について先ず本多國務大臣に食糧庁の借定員の問題を今回の定員法改正案を作成する上にとのよう考慮されておられますか。その点を承りたいのと、それから本日統計調査部の管理課長がお見えになつておられるのでありますから、定員を食糧庁に貸した事情について承りたいと思つてあります。

○國務大臣(本多市郎) 食糧庁におきまして、本省の定員を借定員ということでは人増しをしておりましてたといふことは私も聞いておるものではございまして、これは農林大臣限りでやつたこととで、私の方でそれを何名の借定員が適当であるといふふうに認めてこれをやつたわけではないのであります。かようなことは定員法の趣旨を非常に混乱させることでもありますので、そういうことは今後ないように処理して行きたいと思つております。従つて今回定員法改正のときにもそうした趣旨は十分徹底したいと思つております。

○三好 始め 私が申したいのは借定員といふような、むしろ違法の現象が起つて来たのは、定員と事務の実情とがマッチしておらないところから起つて来た問題でなからうかといふふうに思ふのであります。そうしますと、定員法改正案を政府として出すのでありますから、その機会に事務の実情に添はずるような定員を新たに考へて行かなければいけないのであります。こういうところから本多國務大臣に、そういう実情を十分に考慮して定員の問題を考へられておられるかどうかを承つておるのであります。ただ形式的に借定員というふうな事実が起らないように注意するといふようなことでなしに、事務の実情に添はずるよう改正案を出す機会に定員の問題を考へなければならぬといふやないか、こういう立場からお尋ねいたしておるわけであり

○國務大臣(本多市郎) これは農林省の本省定員と、外局食糧庁の定員の間に於ける融通が、借定員ということになつてゐるのであります。そうしたものにはやはり適正に必要な定員を必要の方に確保するといふ方向に是正すべきであると思つております。この点につきましては農林大臣とも借定員という状態に置かれないで、これを実情に即するようには正すべきではないかといふようなことについて、相談をいたしておるところでございます。

○三好 始め 只今の問題は借定員の問題だけでなく、非常勤職員の問題にも同様のこと考へられると思ふのであります。身の上の保障が殆んどない非常勤職員が不自然に増加してゐるという状態は、やはり定員法改正の機会に考慮すべき問題ではないかと思ふのであります。この点についての行政管理局の御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎) この点も只今お話を趣旨は全く同じに私の方でも考へておりますが、食糧庁の時期的な繁忙といふことを考へますと、相当時期に人員を調整して行くといふことは、これは止むを得ないことと考へております。御承知のように市町村の数は一万以上ありますし、食糧事務所

の数も数千に上つておるのであります。一事務所に僅か一人の臨時雇職員を雇うようなことによつて数千人といふ数字が出て来るのであります。或る程度のことは止むを得ないと存じますが、どうしても本多の定員法による定員を持つて當てるべきであるといふような問題は、勿論定員法の中に定員を増加して行くべきであると思つておりますが、食糧庁の仕事の中にも、さつまいもの統制撤廃の關係もあり、その増減等について今尚研究をいたしておるところでございます。

○三好 始め 食糧庁の定員に入らない非常勤職員がどうしても相当数生ずるということは、食糧庁の事務の性格から考へまして認め得るものであります。これが不自然に増加することとはどうしても避けなければいけないと思ふのであります。支拂証票の発行業務であるとか、その他非常勤職員では処理するに適當でない仕事も相當あるわけでありまして、この問題は特に行政管理局において十分に調査の上、考慮頂きたいと思つてあります。

又最初に私が申し上げました行政管理局が総合的に全般の定員を見て行く關係上、表面的な觀察に流れ易い点があるのじやないかといふことにも關係するであります。いもの統制が撤廃されたらそれだけ定員を減らし得るのではなからうかといふことも、実情を調査して見ますと、單にいもの統制が撤廃されて、少くともその範圍で事務分量が減るといたしても、それが必ずしも定員の減少を可能にするものでないといふような事情も段々分つて来たのであります。そういう点についても、單にいもの統制が撤廃されるの

だから、或いは撤廃されたのだから、定員を減らしてもいいのではなからうかといふふうに簡單にお考えにならないように、この点についても十分に調査に基いた御考慮をお願いいたしたいと思つてあります。

○國務大臣(本多市郎) お話の通りでございます。いもの統制を撤廃されましたも、来年度相当数量政府買上げも幾つておられますので、いもの統制撤廃のための減少、更に昨年度の買上げのための必要人員といふような方面も、実情に即するよう調査して結論を出したいと思つておりますが、食糧庁にいたしましては、今日のところいづれにいたしまして、内部の仕事の実情から見まして、減員という方向にはならないものだらうと見通したしておる次第でございます。

○三好 始め 先程私がお尋ねいたしました、食糧庁に定員を貸しておる立場にある統計調査部の管理課長から、その実情について御説明頂きたいと思ひます。

○委員(河井謙八君) 農林改良局統計調査部管理課長の山内さんをお願いいたします。

○説明員(山内一夫君) 只今の御質問に対して、その当時の経緯を申し上げます。実は統計調査部並びに作物報告事務所を通じて、定員が一昨年の十二月の国会におきまして、約一万一千名増員になりました。結局合計一万九千八百十名といふ数字が出ておつたのであります。この一万一千名の増員と申しますのは、実は農地委員会の書記が各町村に三名ずつおりましたものが、その当時二名にするとしたことになりまして、一名の減員が農地委員会

の書記について行われるということに相成りまして、その当時の経緯からいましてその落ちるところの一名をこれを作物報告組織に採用するというところになつておつたわけでありまして、ところが十二月にそういう増員が実現いたしましたのでありますけれども、その後行政整理を現在の内閣で行われるということになりまして、私共の方といたしましては、その農地委員会の書記を各事務所におきまして、受入れつたわけでありまして、これは全部一万九千八百九十名の定員ぎり／＼に充員いたしますと、その行政整理が何れあるかはその当時は分つてはおりませんでしたが、これは実際上の実人員も首切りになるのではないかと、そういうことが、農林省全体として警戒されて、そうしてそこで作報組織の充員を、大休におきまして、一万九千八百九十名に對しまして三割空けて置く、つまり七割の充員に止めて置くということに実は相成つたわけでありまして、従いましてその関係から行きますと、一万九千八百九十名の定員に對しまして、五千七百名の欠員を空けて置くという指令を内部的に受けたわけでありまして、従いまして私共の方には、実はそのときで五千七百名の空きはなかつたわけなのであります、その線まで六月頃までに実は戻しておつたわけでありまして、

その關係をちよつと申上げますと、農地局に更に二割の上に二百九十九名という定員を貸したもので、結局今申上げました一万五千五百四十九名という数字が出たのであります、ところが一方において實際の実員は五千七百名を空けた数字になつておりましたから、その行政整理を二割やりました後でも、約千四百名の空き定員があつたわけでありまして、それで行政整理がいよいよ実施される段階になりますと、それを農林省各局において事情が違ひましたけれども、この或る部分を食糧庁に貸定員をしたらどうかという話になりまして、貸定員の意味は、実は私共の方は、食糧庁の充員が非常に定員一杯まで行つておりますので、食糧庁の二割の削減を受けますと、やはり實際に血が出るということになるというふうに聞きましたので、ここで大休八百四十四名の貸定員をするという省議決定があつたわけでありまして、私共の方の経緯としては、實際上の出血を防ぐというふうに聞いております。食糧庁自身の仕事に忙しかどうかは、これは食糧庁の方の御説明を待つ以外にありませんけれども、私共の方の了解しておるところにおきましては、實際の出血を防ぐということであつたわけでありまして、

それで実は、一万五千五百四十九名の定員に對しまして、そういつた八百四十四名の貸定員……、現在はずつとそれが減つておりますけれども、その貸定員をいたしますと、私共の方の仕事が實際に運行に支障を来すということになりましたので、八百四十四名の貸定員をいたしました引換に、約千二十名の非常勤職員の手当を私の方に賣いまして、そうしてそれだけの人間を各作報に置いてあるわけでございます。この数字は現在減りまして、現在の数では、貸定員が六百四十一名になつております。これは一月の三十一日現在であります。それから先程も申しました非常勤職員手当、この關係を臨時集計員と我々は稱しておりますけれども、この数字が八百五十名、こういう数字になつております。それで私共の方は、定員を貸しましたについては、決して私共の仕事は暇があるというわけではなくて、そういった實際の出血を防ぐという意味で我々は了解した、こういう形になつております。

○三好始君 只今の管理課長の説明を聞いておりますと、決して仕事で暇だというわけではないけれども、出血を防ぐというふうな、省内のいわゆる事情から定員を他に貸したというふうなことで、暇ではないけれども、という但書は附いておりますけれども、表面的に受取りますと、とにかく貸せるだけ余裕があるんじゃないかという印象をどうしても與えるところがあるのであります。私がいろいろ聞いております範囲では、人事院がいろいろ現地の実情を調査した結果によりまして、あれだけ忙しい食糧事務所よりも、非常に作物の報告事務所が事務分量が多くて、過重労働に陥つておるといふ結果が現れておるといふふうになつておるのであります。一体作物報告事務所は、こういうふうに定員を貸して、事務が支障なくやれておるかどうか、この辺の実情が分つておりますしたらお伺いしたいと思つております。

○説明員(山内一夫君) 實際、なぜ定員を貸したかというその理由をもう一つ御説明いたしますと、實際の出血を防ぐというだけならば、食糧庁の八百四十四名だけ配置転換をしたらいいんじゃないかという考えが当然出て来ると思つております。ところが實際におきましては、食糧庁の人員を配置転換するということは、勤務地の關係、或いはその事務所に対する愛着の關係であるとかで、それが一應そういう貸定員という形になつております。増員の可能性があるというふうな、大休の空氣があらましたので、なか／＼實際に作物報告事務所に来ることを肯んじないわけですから、それで結局は配置転換を受けましたのが、食糧庁につきましては百四十人と、大休今記憶いたしておりますが、そのくらいの配置転換しか實際には来ないわけでありました。で、私共の方は、今の非常勤職員手当の千二十名、そういうものと我々の實際の人員とを合せまして仕事をいたしておるのでありますけれども、これが非常に忙しくて、實際二十四年度におきまして一番忙しかつた時期は七月、八月、九月という夏の調査の期間でありましたが、この期間におきましては、大休におきまして、一月一人五十分間から六十時間の超過勤務をいたしておるような実情であります。又この過労が原因になつて、實際倒れたという人も、我々の手許へ集まつております人間だけでも、二十人から二十三人ぐらゐが實際あるわけでございます。それで業務の支障をいたしますのは、職員のおーウェー・ワークによつて、幸うじて防いでおるといふような実情であります。

○三好始君 千二十名の非常勤職員を以て事務を処理しておるようなお話であります。作物報告事務所の仕事は、もと／＼季節的に繁閑があつて、本質的に非常勤職員を必要とするような性質のものであるか、或いは別に定員不足を補うために非常勤職員を以て補充しておるものであるか、その点をお伺いしたいと思つております。

○説明員(山内一夫君) これは、確かに季節的に繁閑のあることはおつしやる通りであると思つて、何と申しましても、夏作調査、米、甘藷の調査のときが一番忙しいわけでありまして、併しながらこの仕事の実態から行きますと、やはり農家の田畑に踏入つて、そうしてその作物面積の實際を知る、或いはできておりますところの稲なり麦なりを刈取る坪刈りをやるということであるので、相当責任のある仕事であります。ところが、それからやはり測量なりというつた坪刈りには、粒数計算というふうな調査の技術部面におきまして、やはり一人前の役人としてその知識を日頃から習得するやうな種類の人間でないといけません。私は私共は、従いまして非常勤職員というやうな形でこれが解決できるものではないと思つて、ただ坪刈りたものを集めるとか、或いは作付面積の調査に行きますとき、荷物を持つて行つて貰うとか、案内をして貰うとか、こういうやうな仕事若干ありますので、これは各市町村におりますところの、作物調査員の人に手伝つて貰うし、或いは現地で人を雇うというやうなことはいたしております。

作物調査員の人に手伝つて貰うし、或いは現地で人を雇うというようなことはいたしております。

いう以外に計数的に、科学的な根拠と
いうようなことは示にくいものである

ると思つております。

○梅津鑑一君 さつきに続くのですが、最近はずきりしたのですが、これは本多國務大臣にお考え置き願いたいと思う。愛知県のこれは食糧事務所関係ですが、二十三年度定員法施行後死亡したものです。千人に六人、六%です。それから二十四年度はその数が殖えて千人中九名 これは超過勤務のためと大体言われておる。現在尙その危

險に曝されておる。療養所において再起不能と思われるのが十名ある。こう

というような統計を一つくづ取つて見ると、定員法が如何に非人道的なことをやつたか。私はこの問題に対してはこの職場でも大体千人中六名二十三年

千人中九名死ぬというようなことは殆んどないと思う。あつても現職のまま死んで行くというようなものは恐ろしく考えられないと思う。併しこれは皆現職のまま倒れて行つたのです。「一旦倒

う。本多長官もこうした点は非常に
考え置き願いたい点だと思ふので
すが、実は先程申上げました悲劇とい
ふのはこれだ。尚要葬のために責任を負

つて自殺したという人もあるわけですが。尚この外に離職して自殺したという者も相当あるのです。こういうような調査は絶えず長官が持ちになつて

で、そうして定員法を決定して行くに
にバロメーターとして考えて頂きた
い。これが正しい意味の私は定員法擁
行だと思う。首切りが正しいのじやな

くして如何にしたかこの首を斬るに
てもこういう悲劇が生れないという賢

明な実情に即したものの考え方をやつて頂きたい、こういう意味で先程の二点の御質問を申し上げたわけですが、こういう実情がありますので、今回における定員法改正に対しても成るべくこうした犠牲者の出ないようなふうなお考えをして頂きたい。先程申し上げた理由を申上げて御参考になんとして置きたいと思ひます。

○国務大臣(本多市郎君) 十分研究いたしたいと思ひます。

○カニ二郎君 先程に就いてちよつとお聞き申すのですが、大体前回の定員法実施によつて凸凹があるというところはこれはお認めになつておるのですね。

○国務大臣(本多市郎君) 定員法を御決定願ひました当時は、あれが最善の研究の結果でございまして、あの当時あれで均衡を得ておるものと考へておるものであります。但しその後の部局の事務の繁閑の変化によりまして、勿論その後の事情に即応するよう極端なところは是正しなければならぬと思ひます。

○カニ二郎君 ところでいろいろ伝へ聞くとところによると、第二次行政整理と云いますか、この国会で又大幅な整理をやられるというのを聞くのです、それが政府としては今のところやるといふ方針でおられるのですか。この国会ではそういった大幅な行政整理は行われたいという御方針ですか。○国務大臣(本多市郎君) 只今今回提案いたします定員法改正案についての方針を申し上げましたのでございまして、あの方針による調整をやるだけでございます、今回の国会で別に大幅な行政整理などというものをやる考え

は持つておりません。○カニ二郎君 そうですとすると、是正をやるについて大体多いところも出て、又削ねばならぬところも勢い出て来ると思ひますが、それらを総合して、大体削る方になるのか、或いは増員をせなければならぬというお見込みですか、どちらですか。○国務大臣(本多市郎君) 今の段階では確定的なことは申されませんが、現在の定員法を下廻るものと考えております。

○カニ二郎君 大体ですが、どのくらいの量を下廻るようなお見込みでございしますか。

○国務大臣(本多市郎君) これは万を以て数えるような大きな数字にはならないといふことだけを申し上げて置きたいと思ひます。

○カニ二郎君 ところで今いろいろ問題になつております食糧庁の問題であります、これは私共かなり長い期間を通じて現地に赴き、いろいろ委員会としても調査をしたわけでありまして、非常に無理をしておるということ

を現実に見て来ておるのです。従つてどういふ工合に無理をしておるかといふことは、今その極く一、二の例を三好君なり、或いは梅津委員から話されたと思ひますが、そういった一部分の例でなくして、もつと予想以上深刻なものがあり得ると思ひます。そこでこれらのものに対しては何としても現状で放つて置くわけにいかないという考

えを持つておるのですが、政府としてはこういつた実情に対して、所要の人員を増加するといふことの用意は持つておるか。○国務大臣(本多市郎君) 食糧庁全体

としての定員増減については、只今決定いたしておりませんので、ここではつきり御答弁を申し上げかねますが、今御指摘のような、或いは食糧事務所というふうな部分的なことで非常に無理が行つておるところがあるといひます、あの何万という食糧会計の中におきまして内部的に調整をしなければならぬという面も出て来ようと思ひます。そうした内部的な問題について十分今回の定員法が決まりましたならば、内部部局の定数の決定に当りまして、でき得る限りの調整をやりたいと思つております。

○カニ二郎君 内部的にと申されませんが、併しそれが内部調整でなくして、内部でもうとて賄ひ切れないうふうな事態にあるといふことであれば、それでは尙ほ内部でかからぬという枠を同様にされるのですか。或いはそういう場合であれば、これはもう自然所要の人員だけはやはり増加して、そして重要な食糧行政を円滑ならしめるというお考えはあるのですか、ないのですか。

○国務大臣(本多市郎君) 全体的に定員が不足であるという結論に到達いたしましたならば、勿論食糧庁の定員を全体的な枠から増加しなければならぬと思ひますが、それを増減すべきか、或いは現定員で内部的な調整等によつて、努力によつてやり得るか否かといふことについて今研究中であります。

○カニ二郎君 それからこれは先程ちよつと三好議員からも言つたのですが、いろいろ法案が出て、機構関係の法案が出て参るのですが、併し設置法ものが遅れておる関係上、この設置法

が、枠が適當であるかどうかというところで、すね、いわゆるこういう組織機構にしたいといふものが出て参りまして、その中にどれだけの一人を配置して入れるかということが並行して出て参りませんと、非常に我々としては組織が果して適當であるかどうかといふことの判定に苦しまつておるのです。○三好始君 大臣の御説明によりまして、今国会に提出される定員法の改正案は、統制撤廃などに伴つて生じて来る定員の調整の問題の程度であつて、第五国会で定員法を制定したときのよ

うに二割とか、三割とかいふ標準を決めての整備は行われない。こういう御説明が、併しそれが内部調整でなくして、内部でもうとて賄ひ切れないうふうな事態にあるといふことであれば、それでは尙ほ内部でかからぬという枠を同様にされるのですか。或いはそういう場合であれば、これはもう自然所要の人員だけはやはり増加して、そして重要な食糧行政を円滑ならしめるというお考えはあるのですか、ないのですか。

○国務大臣(本多市郎君) 政府といったしまして、案を大体決定したいと思つておられます、遅くとも来週中ぐらには決定したいと思つておるものであります。実はこの決定いたしました後にこの法案が司令部に参りますと、それぞれ関係の部局の意見等がありまして、その承認を得るのにも多少の期日を要すると存じておりますので、最後の国会に提案する時期は、今のところでは成るべく早くしたいといふことは考へておりますけれども、正確には申上げかねるということでありま

す。○三好始君 大臣の御説明によりまして、今国会に提出される定員法の改正案は、統制撤廃などに伴つて生じて来る定員の調整の問題の程度であつて、第五国会で定員法を制定したときのよ

うに二割とか、三割とかいふ標準を決めての整備は行われない。こういう御説明が、併しそれが内部調整でなくして、内部でもうとて賄ひ切れないうふうな事態にあるといふことであれば、それでは尙ほ内部でかからぬという枠を同様にされるのですか。或いはそういう場合であれば、これはもう自然所要の人員だけはやはり増加して、そして重要な食糧行政を円滑ならしめるというお考えはあるのですか、ないのですか。

○三好始君 現在提出されております、予算上やはり定員が、現行定員法よりは少くなつておると了解いたしておるのですが、予算上の定員は、現行定員法に比べて全体でどの程度減つておられますか。

○国務大臣(本多市郎君) 予算上の定員は、今提案いたしております予算上予定されておる定員と思はれるものは、八千ぐらい上廻つておると思ひます。定員法よりも……それで私の方

といたしましては、昨年末以来、予算案が政府内部において決定いたしました後に、相當の大幅な統制の撤廃が行われ、行われつつあるのをごさいますので、その予算定員に囚われず、この二十五年度内に行われる統制撤廃の事務量の減少を、できる限り予測できるものは見込んで定員を決めたいと思つております。

○梅津一君 現在の予算は、結局前年度より八千名減っている、そうすると予算も減らしておるわけになるのです、それなのに政府はまだ減らす、そうして非常に金は、予算は余るわけですね、余ることを見越してやつておる

うして非常に金は、予算は余るわけですね、余ることを見越してやつておる

○国務大臣(本多市郎君) 承知いたしました。

しましては、かねてより食糧事務所の
仕事が非常にむずかしいから是非増員
して頂きたいということを関係方面に

も支拂証票の仕事は一人殖やすところを三千人しか殖やさなかつたといふことでございまして、我々といはしき

でございまして、他日私の方でも実際に実務調べて参りましたけれども、これによりまして、少くとも一日平均

一つしたいものであるというふうに考
えておるわけでございます。只今御質

問ごさいましたので事務家としての一応の考えを申し上げた次第であります。
○委員(河井彌八君) ちよつと諸君に申し上げますが、本多國務大臣がもう一つ外の用事が迫つておるといふことですが、大臣に關する質問はこれでするしうございませうか。

○樺澤錦一君 ところで丁度調査したときのものでございませうから、昭和二十三年の五月一日から二十四年七月十日までに全国の供出米麦の過渡拂の件数が三万五千二百三十二件、その過渡の金額三億二千九百九十四万四千五百六十圓となつておりました。これは人員が足りなくて耗損にやつたといふこと、大体これは支拂証票を出す手が足りなかつたのであります。これだけは問題だと思ふ。尙米がばら／＼とほれまして、あの後の検査が足りないもので、それから一俵で百瓦減ると日本中の米では大変です。土の上にこぼれれば雀の餌になりますから、こういう問題も小さな問題じゃなくて、こういうところには大きな損があると思ふ。これを減して行くことによつて、これだけでも非常に予算が浮くわけですから、こういうことがあつたらば検査員がしつかりすれば、こういうことがなくなると思ひます。

○三好始君 本多國務大臣に一点お伺ひしたいのであります。定員法が事務の分置に應じないやうに不自然に定められると、先程から問題にしておりますやうな定員の退職であるとか、或いは非常勤職員の不自然な増加であるとかいふやうな、こういう事情が起つて来て、事務の実情に應ずるやうに何とか辻褄が合はされることになるのであります。その範圍に止まるのでなく、現地の実情を調査して見ます

という、例えば食糧事務所の定員不足の關係からどういふことが起つて来るかといふと、農業協同組合とか、役場などの職員をしてどうにか食糧事務所の定員不足を補つておる、つまり農協の負担において定員の不足がどうにか補われておる。こういう事実も随所に認められながら、又他方では食糧事務所の出張所長が自分のポケット・マネーを出して忙しいときに私的に人を雇つて事務を処理しておる。こういう事實も相當認められるのであります。これは放置できない問題であります。我々としては、こういう事態を何とかして解決しなければいけないといふ決意を強くしたわけでありまして、行政官の管理の方ではどうした状況が起つておることが調査されておるのかどうか、こういう事実をお知りになつておるのかどうか、お伺ひしたいのであります。

○國務大臣(本多市郎君) 食糧事務所の仕事にいろいろな困難を生じておるといふやうなことはよくお伺ひすることでございますが、これは支拂証票の発行という従来の検査員には誠に経験の少い仕事に附加されましたために、その事務に経験が乏しい点から特にいろいろの不都合を生じたものと考へております。この経理的な仕事は経験をいたしますと、数人分を一人でやれるくらいには実は経験し得るものであります。検査員諸君もこの苦い経験に鑑みまして努力勉強をいたして呉れまして、相當今日では支拂証票の作成などにも能率が上るやうになつて来たやうに私も突如に各地へ参つて聞いて参つたのであります。そうした面も定員の無理から来るものではないかといふ点

を勘案いたしましてこれは決定すべき問題であると思つております。
○三好始君 私の質問に対してはお答えがないと思ふのであります。農業協同組合、役場などが職員を置いて食糧事務所が担当すべき職務を手伝つておる、食糧事務所の職員が自分の負担において私的に人を雇つて事務を処理しておる。こういう事例が行政官管理の方ではお分りになつておるのか、或いはそういうことは初耳だと思つておるのか、それをお伺ひしたい。

○國務大臣(本多市郎君) これはそれも境界の点に至りますと、解釈上いろいろむづかしいことになると思ひます。元來農村相手の仕事でございますので、いろいろと協力願わなければならぬ場合が生じて来るものと存じます。併しそれが純然たる市町村の役人が農林省の仕事をする市町村の仕事をして手伝わなければならぬといふ状態になつておるとしますと、これは適當でないと思ひます。そうしたことは内部部局の調整、或いはその他仕事の区分等によつて解決するか、或いは定員を持つて解決するか、そうしたことで解決しなければならぬと思ひます。

○三好始君 そういふ事実が相當ありますから、十分に調整の上善処して頂きたいと思ひます。
○國務大臣(本多市郎君) これは協同組合等に非常な援助を願わなければならぬ。つまり援助して呉れるこの仕事で、どの境界までが食糧事務所の仕事であり、どこまでが協同組合の仕事であるといふむづかしい面がある。この支拂証票の件につきましては、最後の認定は検査員がやつて、管理は複写紙

で協同組合の人が作つて来るのがございします。そうしたことが協力願うことであります。向うといひましたも、能率の上ることでございますから、これは計数等には間違いが生じてはならんことではありますから、是非協力してやつて頂きたいと思ひます。

○樺澤錦一君 その間違ひは大体そこまで来ると話がよく分るのであります。農業協同組合が支拂証票は検査員が検査をやつてゐるから暇がないのであります。片一方は支拂証票の期限があるのですから、神様でなければできない。それで協同組合を神様とする以外の途はない。ここにその原因があるのです。それはよく分つてゐる。検査してゐるものが支拂証票を直ぐ作るわけに行かないので、その日のものはその晩のうちに作つてしまわなければならぬ、そうすればどうしても協同組合の人が帳面上の仕事をやつて呉れる、そういう形でなければならぬ。事務官が一人で、どん／＼検査官がやれば、どん／＼集めて来てやつて置けば、これは長官もおつしやるやうに事務能力が非常にすぐれた人が一人いればよい。ところが検査をやつてゐる人が夜なべの仕事にやつたのではやり切れないから協同組合の人に頼むといふことが多々ある。それから村とか町とか、そのために専門に一人補助員を出して食糧事務所の仕事をやらしてゐるわけですから、そうした仕事は間に合わない。これが実情なんです。か、もう一度長官はお調べを願ひたいと思ひます。

○カニエ邦彦君 本多國務大臣が今日はまだ外にも御用がいろいろあります。委員から聴きしたのでありますが、私は本

問題についてはまだ／＼御質問申し上げたいのですが、無理にお引止めして質問するといふことは何ですか。一応これで何したらどうかと……この次の機会には一つできるだけ勉強して出て頂きたいと思ひます。
○樺澤錦一君 私質問じやないが、お願ひしたいが、私病気で委員会をすつと休んでおつた。本会議も出ておりませんでしたが、できるだけ早い機会に私にも少し質問をさして頂きたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。
○委員(河井彌八君) 速記を始め。それでは今日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
委員 梅津 錦一君
小林 英三君
竹下 豐次君
堀 眞琴君
三好 始君
國務大臣 本多 市郎君
行政官管理庁長官 菅野 義九君
行政官管理庁次長 大野 木彦君
説明員 農林事務官 山内 一夫君
統計調査部長 山内 一夫君
農林事務官 清井 正君
農林事務官 清井 正君

速記中止
○委員(河井彌八君) 速記を始め。それでは今日はこれを以て散会いたします。

とかは、それが、その範圍に止まるのであるが、現地の実情を調査して見ます

私も、実際に各地へ参つて聞いて参つたのでありますが、そうした面も定員の無理から来るものではないかという点

拂証票の件につきましては、最後の認定は検査員がやつて、管理は複写紙

はまだ外にも御用があまりのようによい委員長からお聴きしたのですが、私は本

農林事務官
(農林事務官)
清井
正君

總理府事務官 小島 徳雄君
社会保障制度 中山 壽彦君
審議会委員

二月十五日委員会に左の事件を付託された。

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の表の郵政審議会の部中「簡易生命保険郵便年金事業審議会に附議される事項を除く。」を削り、同表の簡易生命保険郵便年金事業審議会の部を削る。

附則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

昭和二十五年三月二日印刷

昭和二十五年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所